

高年齢雇用継続給付金支給申請 ワンポイント!!

みなし賃金について

高年齢雇用継続給付金は、60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働いている場合に支給されるものです。下記の理由により賃金の減額があった場合には、その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を判断することとなります。これを「みなし賃金額」といいます。

みなし賃金額が算定される理由

- 被保険者の責めに帰すべき理由 (本人の都合による欠勤、遅刻、早退)
- 〇 疾病または負傷
- 〇 事業所の休業
- 〇 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- 〇 育児
- 〇 介護

賃金が低下した理由が、 被保険者本人や事業主に責が ある場合、他の社会保険により保 障がなされる場合など、**雇用保険** により給付がなされることが適切 でない場合は「みなし賃金」によ り低下率を判断します。



基本データ 清掃員 Aさん(61歳)

締払:末締め翌月15日払 給与:25万(通勤手当含む) 月給制 欠勤は1日-9,500円、通勤手当-500円 欠勤なしの場合+5,000円の皆勤手当あり ケース① ※今回は令和3年6月、7月分の申請

Aさんは、体調不良により5月に1日欠勤、 6月に3日欠勤した。

給与が末締め翌月15日払のため、6月給与で 15,000円、7月給与で35,000円減額された

■ 様式第33号の3の2 (第101条の5、第101条の7関係) (第1面) 高年齢雇用継続給付支給申請書
(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。) 用紙
(**) 1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日 要件款当日 支給対象年月 ボ (**) (**
は、支給中請月 前回処理年月日 責金月額の75%(旧85%) 責金月額の61%(旧64%) 模 ・ NN YYMMDD YYMMDD YYMMDD Z,ZZZ,ZZ9 Z,ZZZ,ZZ9 を 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 4 を 4 4 4 4 4 4 4 を 4 </td
入在 3.被保険者氏名 フリガナ (ホタカナ) に ま す 一
5 0 3 0 6 2 4 0 0 0 0 1 2 5 5 0 0 0
2
15. 支給対象年月その3 15. 12機の支給対象年月に支払われた賃金額 14. 賃金の減額のあった日数 15. みなし賃金額欄に す 月 9 16. まも数での 17. はませ数での 17.
17. 出力区分
Aの高量会に整才ス勢和宣復
6月払:1日久勤 15,000円減額 プ月払:3日久勤 35,000円減額 書 裏面もご覧下さい
または、 6月、7月ともにみなし賃金 255,000円 と記載



基本データ 販売員 Bさん(62歳)

締払:末締め当月末日払

給与:18万 月給制

通勤手当は6ヶ月定期(10,000円/月)

ケース② ※今回は令和3年6月、7月分の申請

コロナの影響により6/20~7/31の間、お店が休業となった。上記期間中の出勤はなかったが、休業手当として給与の6割が支給された。なお、定期代の払戻しはなかった。

6/1~19 120,000円

6/20~30 36,000円 (休業手当)

7/1~31 108,000円 (休業手当)

■ 様式第33号の3の2 (第101条の5、第101条の7関係) (第1面)
高年齢雇用継続給付支給申請書 の
「
な 1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日 要件数当日 支給対象年月 イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
で 対対域等月日 資金月額の75%(旧85%) 資金月額の61%(旧64%) 検 ・ NN YYMMDD YYMMDD YYMMDD Z,ZZZ,ZZ9 Z,ZZZ,ZZ9
2 3. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ) はま ー
に は
5-0306 [166000 11] [190000 3 -
5 — 03 07 118 000 31 11.84 PM —
9 12. 支給対象年月その3 13.12種の支給対象年月に支払われた賃金額 14.賃金の減額のあった日数 15.みなし賃金額 17 で
また。 「「「「」」」 「「」」 「」 「」 「」 「」
17. 出力成分
その影響会に魅する特別書信
13.6/20-30 体禁手当6割支给 24.7月全日体禁 体禁手当6割支给 21. 减额 24,000円 (4割分) 减额 72,000円 (4割分)
または、 6月、7月ともにみなし賃金 190,000円 と記載

みなしで算定する際の **添付書類**

- •賃金台帳
- ・タイムカード・出勤簿
- •雇用契約書 等



参考





その他、ご不明な点は

ハローワーク品川 雇用継続課 にお問い合わせ下さい。

TEL: 03 - 5418 - 7308 (ダイヤルイン)

